

改正土壤汚染対策法の施行期日について



「土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「土壤汚染対策法施行令及び宅地建物取引業施行令の一部を改正する政令」が、10月9日(金)に閣議決定されました。その概要を以下に示します。

(1) 土壤汚染対策法施行令の一部改正

① 措置命令に係る規定の削除等

現行法第7条の措置命令を廃止し、新たに要措置区域の指定と指示措置の履行業務の発生の仕組みを設けることに伴い、令第5条から第7条までの規定について所要の改正を行う。

② 土壤汚染対策基金による助成の対象者に係る技術的修正

令第8条第1項の助成金の交付対象の要件について技術的修正を行う。

(2) 宅地建物取引業施行令の一部改正

現行法の指定区域を廃止し、新たに要措置区域及び形質変更時要届出区域を設けたことに伴い、宅地建物取引業法第35条第1項第2号の規定により説明すべき法令上の制限を定める同法施行令第3条第1項について、所要の改正を行う。

尚、改正法の施行日は平成22年4月1日とし、汚染土壤処理業の許可の申請に係る規定についての施行日は本年10月23日としています。

当社では、土壤汚染調査や土壤の分析を行っておりますが、このような法改正の動向についてもいち早く情報を収集して法の施行とともに対応ができるよう努めてまいります。調査依頼のご相談を始め、法の改正動向などのお問い合わせがございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2009年10月9日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸